

第十四号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第二都市開発部の表二十六の項中「又は第十二項ただし書」を「、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改める。
 別表第二健康部の表二の項を次のように改める。

二 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号） 第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査		
3	2	1
下宿営業	簡易宿所営業	旅館業許可申請手数料 旅館・ホテル営業
	一件につき 一万六千五百五十円	一件につき 三万六百五十円
	一件につき 一万六千五百五十円	
	一件につき 一万六千五百五十円	許可申請のとき

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二健康部の表の改正規定は、同年六月十五日から施行する。

（説明）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の改正に伴い、新たな用途地域として田園住居地域が追加されるため、当該用途地域における建築等の許可の申請の事務に係る手数料を追加するとともに、旅館業法（昭和二十三年法律第三百零八号）の改正に伴い、旅館業の営業の種別に変更があるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。